

取消処分（有限会社 サーフィ・トレーディング・カンパニー）

1 被処分者

- (1) 所在地 愛知県豊田市広田町谷口12番地
- (2) 名称 有限会社 サーフィ・トレーディング・カンパニー
取締役 カマルカン

2 登録（許可）を取り消す事業の内容

引取業

- (1) 登録番号 第20901000201号
- (2) 登録年月日 平成16年12月10日
- (3) 有効期限 平成31年12月9日

フロン類回収業

- (1) 登録番号 第20902000201号
- (2) 登録年月日 平成16年12月22日
- (3) 有効期限 平成31年12月21日

解体業

- (1) 許可番号 第20903000201号
- (2) 許可年月日 平成16年12月24日
- (3) 有効期限 平成31年12月23日

3 処分の内容

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に係る引取業及びフロン類回収業の登録並びに解体業の許可の取消し

4 取消年月日

平成30年7月18日

5 処分の理由

同社は、既に事業の用に供する施設等（土地、事務所、事業場など）がなく、登録及び許可の要件を満たしていない。

このことは、法第51条第1項第2号（引取業の登録の取消し）、法第58条第1項第2号（フロン類回収業の登録の取消し）、法第66条第3号（解体業の許可の取消し）に該当するため。